

化学物質について 正しく理解してもらうために

情報共有と信頼醸成のための
地域対話 / リスクコミュニケーションのすすめ





あなたの事業所は どのような状況ですか？

地域対話/リスクコミュニケーションの必要度をチェックしてみましょう。

Q1 事業所で化学物質を製造したり、使用していますか？

YES p 2 へ

NO

以下の点を
確認しましょう。

- 事業所で取り扱っているすべての化学物質をきちんと把握できていますか？
塗料や洗剤といった製品にも化学物質が含まれています。
- 化学物質を取り扱うのは、化学企業だけではありません。製造業全般、ガソリンスタンド、クリーニングなどのサービス業、学校、研究機関なども化学物質を扱います。
- どのような化学物質を取り扱っているか分からない場合は、すぐに確認が必要です。(原材料のMSDSを確認してみましょう。MSDSについては分からない場合はp 4 へ)

Q2 工場の増改築の予定があったり、「臭い」「うるさい」
など地域住民から苦情を言われたことがありますか？

YES p 2 へ

NO

以下の点を
確認しましょう。

- 相談窓口がどこか明確にして、日頃から地域住民の声をきちんと聴く努力をしていますか？
- 社内で苦情に対応する体制が整備されていますか。担当者レベルで地域の声が黙殺されていませんか？

Q3 事業所はPRTR(化学物質排出移動量届出制度)の届出義務の
対象ですか？

YES p 2 へ

NO

以下の点を
確認しましょう。

- PRTR制度について知らない、または自社が届出義務の対象かどうか分からない場合はp 4 へ



事業者が自ら取り扱っている化学物質のリスクについて、地域の人たちとコミュニケーションを行うことによって、事業者は、

- 地域の人たちと信頼関係ができ、共同でリスク抑制の取り組みができるようになります。
- 「きちんとリスク管理に取り組んでいる企業」として企業イメージがアップします。
- 事業者だけでは気付かなかった問題が分かるようになり、問題が大きくなる前に事前に対処できるようになり、効率的なリスク管理が可能になります。



リスクコミュニケーションを実施すると

一方で、地域の人たちと十分なリスクコミュニケーションを行わないと、以下のようなこととなるおそれがあります。

- 自分たちに都合のよい情報しか出さないことになりがちで、信頼を損ないます。
- 「地域の人々の健康や環境に関心のない不誠実な企業」として、企業イメージがダウンします。
- 不幸にして紛争が発生した場合、地域の人たちとの関係がこじれて紛争が長期化し、結果として莫大なコストが生じかねません。



リスクコミュニケーションを実施しない場合

あなたの事業所でも、今すぐ化学物質に関する
 地域対話／リスクコミュニケーションの
 ための取り組みを始めましょう。

今なぜ地域との対話が 必要なのでしょう？



化学物質排出把握管理促進法第四条において、事業者の責務として対象事業者は、化学物質の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされています。

化学物質に関する関心の高まり

～一般の人の多くは、化学物質をネガティブなイメージで捉えています～

近年、ダイオキシン類や内分泌かく乱物質(いわゆる環境ホルモン)など様々な問題が指摘される中で、身近に存在する化学物質に関心を持つ人が増えています。

「工場や廃棄物処理施設などから排出される化学物質に不安を感じる」と答えた人が8割を超えたという調査結果もあります(図1)。

各種トラブルの未然防止と企業イメージの向上

～地域との対話は重要です～

不安の大きな要因の一つは、適切な情報が提供されていないと住民が感じていることです(図2)。日常的な対話を通じて信頼関係を築いていけば、事業者だけでは気付かなかった問題が分かるようになり、問題がこじれる前に対処できます。

工場の建て替えや苦情があった際の対応だけでなく、日常的に信頼関係を構築することが重要です。

積極的な情報提供をしていることは、「きちんとしたリスク管理に取り組んでいる企業」であることをアピールできます。

PRTRがスタート！

～事業所の情報公開が始まります～

PRTRのもとでは、国に届出をされた個別事業所の排出量等が国民の請求に応じて開示されます。

対象となる事業所が自らの排出量等について説明することはもちろんのこと、対象となっていない事業所について「なぜ、届出がなされていないか」の説明を住民から求められる場面も考えられます。



化学物質の安全に関する適切な情報提供や住民との対話によって、
地域から信頼される企業となることが不可欠です。

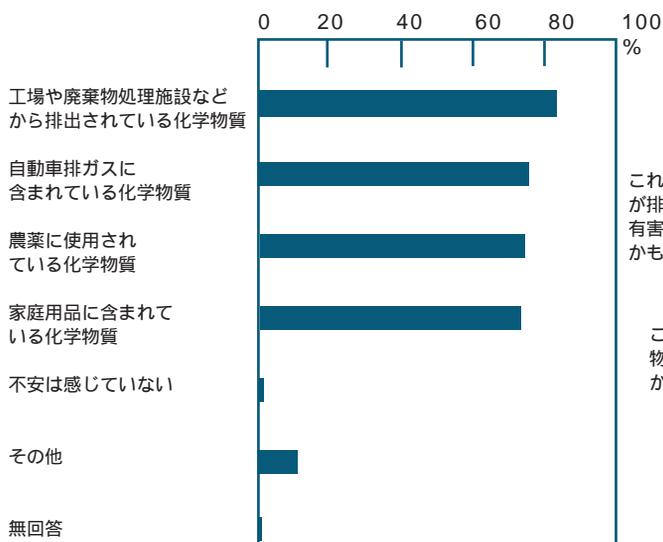


図1 化学物質に不安を感じるか

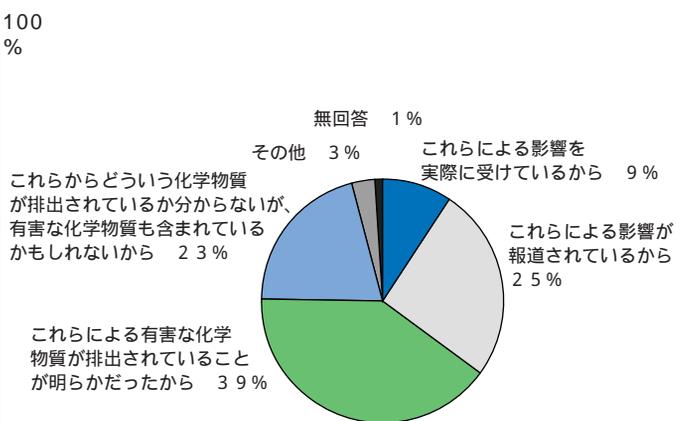


図2 身近に存在する化学物質の不安感の原因

(平成12年度環境モニター・アンケート「化学物質対策に関する意識調査」から抜粋)

P R T Rとは？

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register)とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者が把握して国に届出を行い、国が集計して公表する仕組みです。

P R T Rは、化学物質排出把握管理促進法に基づき平成13年4月から実施されています。

M S D S制度とは？

M S D S (Material Safety Data Sheet)制度とは、有害性のおそれのある化学物質及びそれを含有する製品を他の事業者へ譲渡、提供する際に事業者、化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を相手へ提供することを義務付けた制度です。化学物質排出把握管理促進法では、政令で定める化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、平成13年1月からMSDSの提供が義務付けられました。

(参考) 経済産業省MSDSホームページ

(MSDSの例)

化学物質等安全データシート(性状取扱情報)

1. 製品及び会社情報

製品名 トリクロロエチレン
会社名 霞が関工業株式会社
住 所 神奈川県横浜市中区1丁目1番地
担当部門 品質保証部
担当者(作成者) 製品太郎
電話番号 045-123-4567
FAX番号 045-123-4568
製品コード COS-0001
緊急連絡先 横浜工場(電話番号045-123-1234)
整理番号 TCE-1

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 単一製品
化学名 トリクロロエチレン
別 名 トリクロルエチレン、三塩化エチレン
成分及び含有量 99%
化学特性(化学式又は構造式) $\text{CHCl}=\text{CCl}_2$
官報公示整理番号(化審法・安衛法) 2-105
CAS No. 79-01-6
化学物質管理促進法 第一種指定化学物質政令第211号
労働安全衛生法 57条の2第1項(通知対象物政令第383号)

3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性：吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は強い麻酔作用がある。
有害性：蒸気は強い麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を起こしうる。この液体と接触すると、目は刺激され、継続して作用を受けると皮膚も刺激される。急性毒性の結果としては、中枢神経系の一時的障害、しかし永続的障害も起こる。
火災の場合は、有害な塩化水素等が発生する。
環境影響：水生生物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。
物理的及び化学的危険性：トリクロロエチレンは、室温では難燃性である。しかし、高温度や高酸素濃度等の特殊な条件下では引火し、時には爆発する。
分類の名称：(分類基準は日本方式)急性毒性物質、その他の有害性物質

4. 応急措置

吸入した場合：傷病者を新鮮な空気のところに移し、窮屈な衣服部分は緩めて安楽な状態にし、医師が来るまで身体を冷やしてはならない。呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行なうとともに、医師の診断を受けさせる。

(以下省略)

化学物質の環境リスクと コミュニケーションの重要性



安全など事業活動にかかわるリスクは、少ないことが望ましいのですが、リスクをゼロにすることはできません。このため、上手にリスクとつきあっていくことが重要になります。特に、多種多様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要です。

(リスクは有害性×暴露量！の巻)

全ての化学物質は何らかの有害性があります。塩も多量に摂取すれば人の健康を損なうリスクがあります。



暴露量と濃度とは異なります。



リスクを踏まえた管理
が大事！

化学物質の環境リスク

リスクとは、望ましくないことが発生する起こりやすさ(確率)をしめしたものです。化学物質の「環境リスク」は、化学物質などによる環境汚染が人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのいい、化学物質の有害性の程度と、それにどのくらいさらされているか(暴露量)によって決まります。これを式で表すと、次のようになります。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{化学物質の有害性} \times \text{暴露量}$$

暴露量が小さければ、リスクは小さくなるわけですから、有害化学物質が排出されているからといって、すぐにリスクが大きいということにはなりません。暴露量を知るためには、大気や排水の中にどのくらい有害化学物質がでているのかを知ることが必要になります。

こんな思いこみは していませんか？

次のような「思いこみ」をしていませんか？

環境汚染の対策が
決まるまで情報は
公開すべきでない。

情報を出すと世間
が混乱する。

リスクについて情
報公開すれば、住
民はパニックにな
る。

正確で迅速な情報提供と情報提供への真摯な姿勢が重要です。情報をごまかしたり、情報隠しをしていると思われると、地域住民の信頼を失うことになりかねません。

過去の事例を見ても、情報を公開してパニックが発生したことはほとんどありません。

住民は、科学的な
情報は理解できな
い。

住民は、ゼロリスク
を求める。

分かりやすい言葉で説明された情報は理解されます。住民が何を知りたがっているのかを理解しながらきちんと伝えようとする姿勢が重要です。

コミュニケーションにわざわざ人や時間を割く必要はない。

コミュニケーションを成功に導くためには不断の取り組みが必要です。経営者がコミュニケーションの重要性を認識して担当者を配置し、十分な組織の整備と担当者の教育を行うよう、積極的に対応することが重要です。

マニュアルを作ったから、問題が起きても対応できる。

マニュアル以上に、リスクに関する「考え方」が担当者に十分に理解されていることが重要です。コミュニケーションは、ケースバイケースの対応が重要となります。

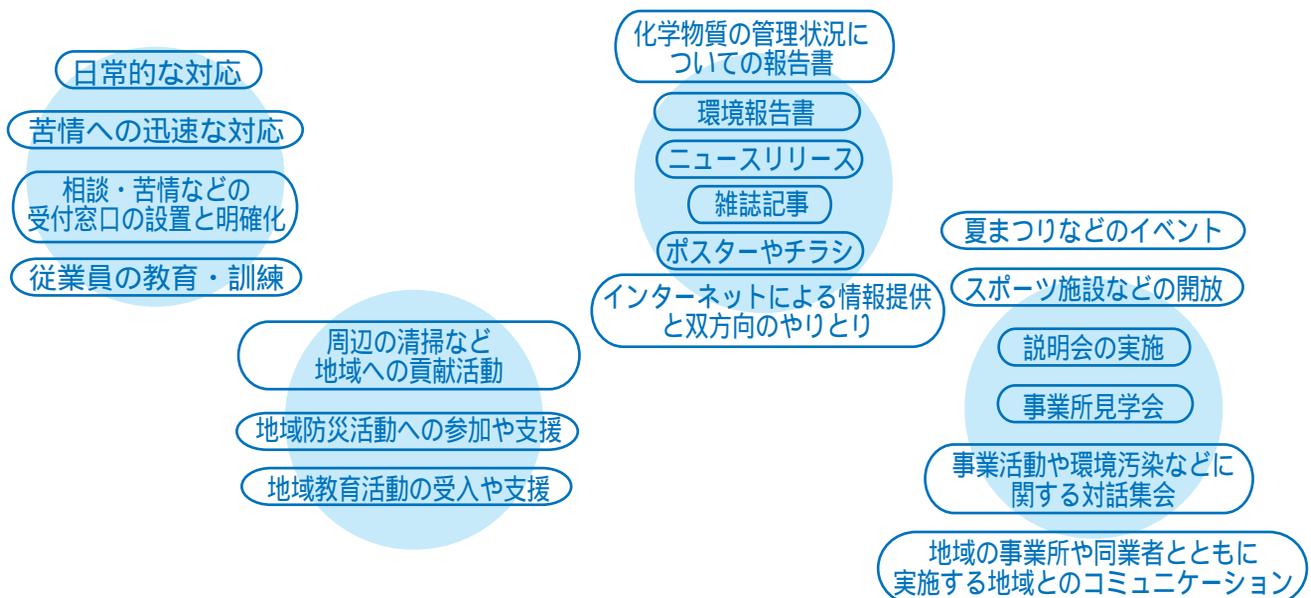
どのような方法をとれば いいのでしょうか？



コミュニケーションの方法には地域の状況や事業者の態様に応じてさまざまなものがあります。「こうしなければならぬ」あるいは「こうすれば必ずうまくいく」という方法があるわけではありませんが、いずれの方法をとるにせよ、地域住民との信頼関係が築きあげられていることが、リスクコミュニケーションを円滑に進める前提となるのは間違いありません。

地域との信頼関係を築くには、事業者がきちんとした体制を整備して「情報公開の機会」と「地域の人の声を聴く機会」をつくり、日常的な取り組みを地道に続けていくことが肝心です。すでに実施されている方法として、例えば以下のようなものがあります。

その中で、リスクに関する情報を発信し、リスクを適正に管理するための取り組みを進めましょう。地域の事業所や近くの実業家とともに一体となって、地域全体のコミュニケーションをすすめる方法もあります。



皆さんとともに、リスクコミュニケーションのあり方を考えていきたいと思っています。

以下のホームページに是非アクセスしてください。

経済産業省リスクコミュニケーションホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

発行

経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL(03)3501-0080 FAX(03)3580-6347 E-mail:qqhbbf@meti.go.jp

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html